

福岡県公報

平成31年1月15日
第4059号

目次

告示 (第16号 - 第24号)

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 1
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 1
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3

公告

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4

告示

福岡県告示第16号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年1月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 正信
- 2 区域の所在地 朝倉市杷木星丸字砂原
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から9号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と9号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
朝倉市杷木星丸字砂原	877番	1号及び2号
	879番	3号
	880番	4号
	830番1	5号から7号まで
	833番	8号
	837番	9号

福岡県告示第17号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年1月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 星丸
- 2 区域の所在地 朝倉市杷木星丸字砂原
- 3 土地の表示

(1) 次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から4号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と4号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
朝倉市杷木星丸字砂原	853番	1号、3号及び4号
	848番	2号

(2) 次に掲げる地番の土地に存する標柱番号4号から9号までを順次結んだ線及び標柱番号4号と9号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
朝倉市杷木星丸字砂原	853番	4号から6号まで及び9号
	876番1	7号及び8号

福岡県告示第18号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年1月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 杷木志波平
- 2 区域の所在地 朝倉市杷木志波字平及び字榎
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から8号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と8号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
朝倉市杷木志波字平	3404番1	1号
	3405番1	2号
	3403番1	3号
	3382番1	4号
	3381番地先道路敷	5号
朝倉市杷木志波字榎	3675番1	6号
	3638番1	7号
	3632番3	8号

福岡県告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年1月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	朝倉小石原線	前	朝倉市菱野1593番先から朝倉市須川4番1先まで	2.6 ～ 30.5	340.0
			後	朝倉市菱野1593番先から朝倉市須川4番1先まで	3.0 ～ 93.6	340.0

福岡県告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年1月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	朝倉小石原線	前	朝倉市須川15番1先から朝倉市須川15番3先まで	3.1 ～ 3.8	30.7
			後	朝倉市須川15番1先から朝倉市須川15番3先まで	6.0 ～ 8.6	30.7

福岡県告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年1月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	朝 倉 小石原 線	前	朝倉市須川20番3先から 朝倉市須川16番先まで	4.8 ～ 5.1	11.0
			後	朝倉市須川20番3先から 朝倉市須川16番先まで	10.0 ～ 10.5	11.0

福岡県告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年1月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	朝 倉 小石原 線	前	朝倉市須川22番先から 朝倉市須川23番1先まで	3.2 ～ 4.5	61.0
			後	朝倉市須川22番先から 朝倉市須川23番1先まで	5.3 ～ 17.3	61.0

福岡県告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年1月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	朝 倉 小石原 線	前	朝倉市須川73番2先から 朝倉市須川22番先まで	2.8 ～ 4.6	126.8
			後	朝倉市須川73番2先から 朝倉市須川22番先まで	3.2 ～ 63.0	126.0

福岡県告示第24号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31年1月15日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

田川郡添田町大字落合字向ノ山1996の5（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項第4号の規定により次のとおり公表する。

平成31年1月15日

福岡県知事 小 川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社未来興産

(2) 所在地

糟屋郡新宮町下府六丁目9番14号

(3) 代表者

代表取締役 松田 香奈子

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成30年12月28日

4 処分の理由

事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニの規定に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号の規定に該当する。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年1月15日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉郡筑前町原地蔵字地蔵下2337番1及び2337番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

うきは市浮羽町小塩4786番地

株式会社みやざき

代表取締役 宮崎 智康